

◆ ◆インフルエンザ予防接種補助金交付要領◆ ◆

(目 的)

インフルエンザ予防接種費用へ補助することにより予防接種を促進し、学業に影響を及ぼさないようにすることを目的とする。

[インフルエンザ予防接種補助金]

- 1 インフルエンザの流行に対する予防の一環として、予防接種に要する経費の一部を次のとおり補助する。

(補助金) 1, 0 0 0 円

- 2 助成費の交付は、同一学生について各年度1回とする。
- 3 助成費の交付を受けようとする者は、インフルエンザ予防接種補助金申請書(様式第9号)に医療機関の領収書(写)を添えて、後援会会長に対し、当該年度内に提出しなければならない。
- 4 インフルエンザ予防接種補助金の交付状況及び内容については、後援会総会において報告を行わなければならない。

附 則

この要領は、平成28年4月5日から施行する。

